

議員全員協議会

日 時	令和 7 年 12 月 11 日 (木) 開会中	13時26分 開会 15時23分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 原口康之 副議長 15 番 谷口恵世	
	1 番 中山尚大	2 番 篠崎朗子 3 番 荻田信行
	4 番 畑 政之	5 番 出縄耀戸 6 番 菅沼保弘
	7 番 鈴木長馬	8 番 石山和生 9 番 絹村智昭
	10 番 名波和昌	11 番 加藤 彰 12 番 木村正利
	13 番 松下定弘	14 番 濱崎一輝
欠席議員		
事 務 局	局長 前田明人 次長 浅井大典 総括主幹 原口 亨 書記 増田 奈菜子 書記 中田 綾	
説 明 員	市長、副市長、教育長、建設理事、総務部長、企画政策部長、 政策監、危機管理監、市民生活部長、福祉こども部長、建設部長、 産業経済部長、財政課長、お茶特産課長	
傍 聴	報道 静岡新聞、中日新聞、読売新聞、毎日新聞、静岡第一テレビ 静岡朝日テレビ、テレビ静岡 一般傍聴 4 名	

署名 議長

開会の宣告

○議長（原口康之君）

定刻の前ではありますが、皆さん、お集まりのようですので、全員協議会を始めたいと思います。

牧之原市議会全員協議会規程第3条第2項の規定に基づき、報道機関より写真撮影、録音、録画、放送等の申出があり許可をしておりますので、ご承知おきください。

また、本日の会議につきましては収録し、後日、インターネットで配信をしますので、ご承知おきください。

1 開 会 （1） 議長報告

○議長（原口康之君）

議長報告として、皆さんのほうの資料に入っている1-1から1-3に基づき説明をしますので、よろしくお願いたします。

このたびの竜巻災害対応につきましては、市議会として今定例会における質問対応などについて、様々なご意見や報道がありました。

しかし、私たち牧之原市議会は所信に示したとおり、議会全体で協働しチームとして災害対応に当たるという基本姿勢の下、今定例会で対応を決定したものであります。

所信で述べたように、近年、自然災害は頻発し、今回の竜巻災害もまた、市民生活に深刻な影響を与えました。議会として、この事実をしっかりと受け止め、行政と共に復旧、復興に向けた取組を前に進めることを最優先に考えています。

したがって、今定例会では、あえて通常の一般質問として個別に取り上げる形ではなく、議会全体として協働体制の確立、危機管理の議会内共有、被災状況と支援の全体像を把握するため、全員協議会を中心とした対応を優先することと判断いたしました。

しかしながら、議会の考え方や背景が十分に伝わらず、結果として議会が災害対応を避けているのではないかと取られかねない報道がなされたことは、議会として大変遺憾で、市民の皆様にも不安と混乱を招かせてしまい、残念なことであります。

議会として真摯な姿勢、市民と共に復旧、復興に向き合うため判断したことを、改めて明言を申し上げます。

本日の全員協議会は、議会が行政から対応状況を正確に把握し、課題を共有し、今後の復旧、復興に向けて議会として何ができるか議論し実行へ移すための重要な場です。

議会が一つにまとまり、平時も有事も市民の安心を守る、この姿勢は議会全体で共有し行動していきたいと考えております。

2番として協議事項、台風15号に伴う。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

議長に対して、竜巻災害に関する一般質問取下げ要請に関する議長としての対応の確認をさせていただきます。

今回、重要なことは、一般質問取下げのことなんですけれども、議長にも議運にも議員の一般質問を取り下げる権限は存在しないという点であります。

議長には議事整理権等の権限はありますが、質問内容を理由に一般質問の取下げを求める権限はありません。また、議運はあくまで議会運営の協議機関であり決定機関ではありません。ましてや、個々の議員の質問内容を制限、削除、取り下げる権限はありません。

にもかかわらず、今回は、議長通知、議長による取下げ要請、委員長が議運で決まったと説明という流れになって、議員の質問権が実質的に制限された形になりました。

本来であれば、臨時の議運を開いた後に臨時の全協を開いて、この件を全議員に周知すべきだったところだと考えます。

全協を開いて、このように全議員が竜巻災害に関する質疑を行うということは非常にいいことだと思います。それも一般質問を実施した上で臨時の全協を開けば問題はなかったはずであり、むしろ議会としての姿勢が評価されたと思います。

しかし、一般質問を取り下げることになった経緯の詳細を全議員が知らなかったことに、私は問題があると考えておりますけれども、このことに関して、議長の見解を、お答えください。

○議長（原口康之君）

ただいまの濱崎議員の質疑に対して、少しだけ、時間も迫っておりますのでお答えしたいと思います。

今回の議長の通告に関しては、最初に、こういった集中審議の場を設けるという条件の下、個人の一般質問に対してはやらない、控えるようお願いしたものであり、今、濱崎議員のおっしゃられたことより少しずれているのかなと思っています。

それ以上の議長、議会の対応については、また、17日の全協で出して、反省という場面で出していただければありがたいと思いますので、以上で、濱崎議員に対する答えは答えたいものとしてください。

以上です。

○14番（濱崎一輝君）

分かりました。ほかにもちょっと聞きたいことがあるんですけれども、取りあえず、そこに関しては17日に行われる全協で確認をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（原口康之君）

お願いします。

それでは、17日ということでお願いをいたします。よろしいでしょうか。

絹村議員、よろしいでしょうか。

17日にお願いをいたします。今日は、大体、目安として先ほど申したように1時間半という目安がありますので、お願いいたします。

○9番（絹村智昭君）

関連です。

○議長（原口康之君）

関連質問は今回設けていませんので、申し訳ありませんが、お願いいたします。よろしいでしょうか。

2 協議事項 (1) 台風15号に伴う竜巻等災害報告及び質疑について

○議長（原口康之君）

2番、協議事項として当局からの報告の前に、議長から、あくまでも報告に対する質疑の場であるため、要望や個人の意見は控えるようお願いいたします。

(1)として市長及び危機管理課からの報告をお願いいたします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

それでは、9月5日に発生をいたしました台風15号に伴う竜巻等災害に関わる被災状況や対応につきましてご説明をさせていただきます。

私から、復旧、復興に関わる予算措置や国、県による支援策の状況、さらに一般寄附等の支援金を活用した新たな支援策につきまして説明させていただいた後、危機管理課から資料を用いて詳細なご説明をさせていただきます。

まず、今回の災害に関しまして、全国各地から人的、物的支援とともに、多額の支援金を頂き、改めて感謝申し上げます。

その支援金は11月末現在、企業版ふるさと納税として7,780万円、ふるさと納税として4,350万円、一般寄附金として5,250万円、総額1億7,380万円のご支援を頂いております。

さらに12月以降も続々とご支援の申出をいただいていることから、さらに増額が見込まれ、これらの支援金は、復旧、復興に関わる被災者支援に活用させていただき、被災者の皆様が一日でも早く元の生活に戻れるよう、全力で取り組んでまいります。

この復旧、復興等に係る事業費は、これまで3回の補正予算で総額32億円を計上し、家屋が全壊、半壊等の被災された方への災害見舞金や、住宅緊急修繕などに充てており、この財源として国、県補助金や特別交付税などで約26億円と、地方債を含めた市の一般財源は約6億円を見込んでおります。

これらの予算については、復旧、復興事業の進捗状況等に合わせ随時精度を高めるとともに、国、県等からの支援については様々な機会に要望活動を行った結果、災害救助法の適用や激甚災害の指定を受けることができました。

国等による支援策の拡大は、市負担の軽減に直結し、これまで以上にきめ細やかな被災者支援に取り組めることになりました。

具体的には、一般寄附金等を原資とした、これまでの災害見舞金等の支援に加え、市の独自支援策として、被災者生活再建支援金の支給について、従来、全壊、大規模半壊、中規模半壊に限定されていた対象世帯を、半壊、準半壊まで拡充できるよう制度を整え、今定例会において追加の補正予算を上程させていただく予定であります。

なお、制度の詳細や事業費等につきましては、この後の常任委員会合同協議会において、担当課から説明をいたしますので、よろしくようお願いいたします。

私からは以上であります。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

それでは私のほうから、令和7年9月5日に発生しました台風15号に伴う竜巻災害対応

について、ご報告を申し上げます。

資料2をご覧ください。

初めに、2ページ、令和7年9月5日金曜日の気象状況についてであります。

台風15号周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定で、活発な積乱雲が次々と発生、通過し、線状降水帯による非常に激しい雨が降り続き、気象庁は13時に記録的短時間大雨情報を観測し、アメダス観測の雨量では12時から13時の1時間に約120ミリの猛烈な雨を観測いたしました。

次に3ページ、被災地区及び被害概要についてであります。

左の表が被害調査分布図となります。これは実際に税務課職員が住家被害調査を実施し、被害判定が確定しました11月4日現在の調査分布図となります。東西約2キロ、南北約4キロの8ヘクタールの中に被害が集中していることが、よく分かります。

右の表が、静波地区から坂部地区までの約4キロの範囲の中で、9月6日から7日にかけて気象台が地図上の赤囲み及び青囲み箇所を現地調査した箇所となります。

次に4ページ、気象庁機動調査班による現地調査の報告についてであります。

今回の竜巻につきましては、牧之原市静波から吉田町大幡にかけて発生した突風は竜巻と認められ、その強さは風速75m/sと推定され、日本版改良藤田スケールでJEF3に該当、観測史上最大級と言われております。

突風をもたらしました現象の種類及び突風の強さの評定は、左下、表のとおりであります。

次に5ページ、牧之原市被害状況報告についてであります。

12月9日現在の被害認定調査確定数ですが、全壊73棟、大規模半壊47棟、中規模半壊74棟、半壊147棟、準半壊303棟、一部損壊690棟の、計1,334棟となります。

農業用施設被害としましては、農業用ハウス全壊91棟、一部損壊139棟、防霜ファン35機となります。

人的被害につきましては、重傷者12名、軽傷者64名となります。

市道の通行止め路線、最大8路線、市内停電につきましては最大9,510世帯、電柱倒壊32本でありました。

罹災証明交付申請書受付1,334件、被災届出証明交付申請受付1,687件、現在、全ての申請に対する証明書の交付は完了しております。

避難所につきましては、全体で8か所の避難所を開設し、最終的に榛原文化センターへ集約し、10月25日に避難者が全員退所いたしました。その後の避難者を想定しまして、10月28日から静波コミュニティセンターへ避難所を移設し、11月28日の午後5時をもって閉鎖しております。最大避難者数53世帯、166人の方が避難をいたしました。

ブルーシートの配布につきましては、近隣市町からのブルーシートの提供を受け、6,133枚を被災者へ配布しております。被災された家屋の瓦礫処分の搬入先としまして、静波海岸廃棄物仮置場、女神像西側駐車場及び東萩間バイパス用地廃棄物仮置場を設置し、12月9日までに5,905台の瓦礫搬入の受付をしております。

次に、6ページをお願いします。

ここからは災害に関する用語等のご説明をさせていただきます。

牧之原市災害対策本部についてであります。災害対策基本法に基づき、設置基準及び廃

止基準が定められており、災害対策本部は直ちに実施される緊急的な措置や活動をする場合に設置し、それらの活動に一定のめどがついたときに解消するものとなります。

災害対策本部が廃止すると災害対応が終了したと誤解をする方がいらっしゃると思いますが、法律上の廃止でありますので、被災者支援等につきましては、引き続き、個々の課題等の解決に向け対応してまいります。

次に7ページ、災害救助法についてであります。

表の右中段の災害救助法適用基準をご覧ください。適用要件が1号から4号までであり、市から県へ被害状況を報告し、県から国へ打診し、国、県が公告を行い、県が災害救助法適用を決定することとなっております。今回は4号適用とし決定通知を受けておりますが、4号適用の場合には災害対策本部の設置が決定基準となっております。

災害救助法が適用されますと、表左下、活動の種類1から11までの活動の種類に対する費用を、国、県が2分の1ずつ負担するということとなりますが、各活動の種類ごとに基礎額がありますので、それを超えた費用については市が負担することとなります。

大きな災害発生時には災害救助法の適用を早く受けることが非常に大切なこととなります。あわせて、救助の実施主体が市から県となり、内閣府との相談や災害救助法の書類撮影等を県の危機管理部、健康福祉部が実施していただけるようになります。

次に8ページ、各種用語説明についてであります。

初めに住家被害認定調査についてです。被害に遭った住家につきましては、内閣府の定める災害に係る住家の被害認定基準に基づき、被害の程度を認定する調査となります。表左側中段の住家の被害認定の調査方法のとおり、地震、水害、風害と調査の方法が異なります。

今回の風害につきましては内部立入調査となっていることから、地震や水害の調査に比べ時間を要したこととなります。あわせて、中段右側の災害に係る住家の被害認定基準により、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊の6段階による被害の程度が決定することとなります。

次に、罹災証明・被災届出証明についてであります。自然災害時の住家の被害認定を6段階の被害程度で証明するものが罹災証明書で、住家以外のものを証明するものが被災届出証明書となります。これらの証明書は保険金や見舞金の請求、所得税の確定申告、後ほどご説明いたします被災者生活再建支援制度等の申請時に必要な公的証明書となります。

次に9ページ、被災者生活再建支援制度についてであります。

自然災害において10世帯以上の住家全壊被害が発生した市町村へ適用されることとなります。適用を受けましたら、表右側中段にありますとおり、制度の対象となる被災世帯に対して支援金の支給が行われることとなります。

基礎支援金と加算支援金で構成されており、表右側下段の条件により、最大300万円の支給を受けることができることとなります。

次に10ページ、各種用語説明についてであります。

指定避難所につきましては、市内において災害対策基本法に基づき41か所の施設を指定してあります。

次に、激甚災害についてであります。被災地や被災者への特別な財政援助、助成が特に必要と認められる大規模災害で、政府が政令で指定するものとなります。指定されますと、

地方公共団体が行う災害復旧事業の国庫補助金の増額や、中小企業の補償の特例など、特別な助成措置が受けられることとなります。

次に、公費解体・自費解体制度についてであります。災害により損壊した被災家屋等を所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体、撤去を行う制度となります。基本、全壊の場合は解体費、運搬費、処分費が対象となり、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合は運搬費、処分費が対象となりますが、個々の条件により内容が変わることから、担当課へ相談をしながらの対応制度となります。

次に11ページ、今回の竜巻災害における災害対応フェーズについてであります。

災害は発災直後から復興後までを大きく5つのフェーズに分け対応しております。本市の竜巻災害におきましては、現在、4の復興期に入っていると考えております。

次に12ページから13ページ、災害対応に伴う時系列についてであります。

9月5日の12時50分頃に竜巻が発生し、11月28日の災害対策本部廃止までの間、38回の災害対策本部会議を実施しております。資料には主なものを記載してありますので、発災後の初動3日間の対応について、ご報告させていただきます。

竜巻発生後、私から、12時56分に事業課全職員へ現地確認の指示。13時26分に災害対策本部立ち上げ及び避難所開設、地区担当職員派遣指示、県への災害救助法の適用要求、気象台への連絡を実施し、13時50分に第1回災害対策本部会議を開催し、人命、被害状況の早急な把握、瓦礫仮置場の選定等の市長指示を受けております。

県のリエゾンにつきましても、15時30分頃に庁舎に入っております。

発災当初から、静岡消防局の9消防署より10台の救急車にて14人の搬送。別に6消防署、8体による建物内に取り残されている人やけが人の確認。被害の激しい家屋での内部検索及び近隣住民への聞き取りを実施し、安否確認作業を実施し、18時までに完了しております。

市では、自衛隊派遣要求、避難所開設、被害調査の取りまとめ、住家被害調査、ブルーシート配布、通行止め路線の交通誘導対応、停電状況の確認等を実施したところであります。

2日目からは県の被災者支援アドバイザー、NPOの方も駆けつけていただき、昨日からの継続業務、瓦礫受入れ、子生れ温泉の無料開放、住家被害の他市町応援要請協議、市民への情報提供、給水活動、罹災証明・被災届出申請窓口の開設、医療救護本部設置等を実施し、社会福祉協議会において災害ボランティアセンターの立ち上げを行い、気象台が現地確認に入っております。

3日目からは昨日からの継続業務、瓦礫回収・運搬、応急修理の相談窓口開設、クーリングシェルター設置等を実施しております。当日、静岡県知事が現地調査に入っております。

以上が、初動72時間、全職員での市等の主な概要となります。

その他の活動につきましては、後ほどご報告させていただきます。

次に14ページ、要望活動等についてであります。

9月10日に農林水産大臣への要望活動、9月12日に静岡県への要望活動、10月6日に静岡県知事への要望活動、11月6日に総務省への要望活動、前のページに戻りますが、11月8日に牧野たかお復興大臣視察時における要望、お戻りいただきまして11月13日に防衛省

への要望活動、11月28日に内閣府への要望活動を実施しております。

次に15ページ、令和7年10月6日、静岡県知事への要望についてであります。

以下の内容について緊急要望を実施いたしました。簡単に要望内容を報告させていただきます。

1、被災者の自立生活再建支援について。被災者生活再建支援制度、国制度の対象とならない半壊及び中半壊の被害を受けた世帯の生活再建を支援すること。

2、応急仮設住宅について。(1)建設型応急住宅の供与。生活弱者や子育て世帯に配慮し、被災地区に近隣する市有地を活用した応急住宅を設置すること。(2)応急仮設住宅等における生活家電の調達に関する支援。応急仮設住宅等の入居者に対し、家電製品、洗濯機、冷蔵庫、テレビ及びエアコン設置に対して支援すること。

3、農業被害等の災害復旧に対する支援について。被災された農業者の方々が離農してしまうことがなく、被災前の水準で早期に営農再開ができるよう、(1)農業施設への支援。(2)農作物補償への支援。(3)農業生産の再開に向けた支援。

4、森林被害等の災害復旧に対する支援について。今後の二次被害防止のため、森の力再生事業などを活用し、県による整備を迅速に行うこと。

5、中小企業者・小規模事業者の事業活動再建に向けた支援。被災した中小企業者・小規模事業者が事業活動の再建に取り組む経費について支援をすること。

6、人的支援及び財政的支援について。県としても市に対し、人的、技術的支援とともに財政的支援をすること。

7、災害に係る住家の被害認定基準運用指針の見直しについて。地震や水害のように風害においても、第一次調査を取り入れる等の被害認定基準運用指針の見直しを国へ要望すること。

8、自衛隊派遣要請（公共性、緊急性、非代替性）の明確化等について。県の自衛隊派遣要請の判断基準を明確に示すこと。

以上の緊急要望を行ってまいりました。

次に16ページ、被害状況調査・被害認定調査状況についてであります。

9月12日より罹災証明申請書を申請された方々を対象に、電話にて住家調査日を決定し、2名1組にて実施いたしました。表右側のとおり、県内15市6町延べ609人、県外11市3町延べ246人、県家屋調査士会延べ148人のご協力を得て、1日各班4件から5件の調査を最大20班で実施いたしました。

今回、被害認定調査から罹災証明発行までを一貫して行い被災者生活再建支援システム及び、損害割合カリキュレータ機能を使用し、自動計算が可能になったことから、現地調査後の従前からのペーパーによる手計算に比べ大幅な時間短縮につながりました。NTT東日本のシステムですが、実災害での使用は全国初とのことでした。

現在も罹災証明申請書が提出されましたら、調査実施はいたします。

次に17ページ、避難所運営状況についてであります。

さきにご説明しましたとおり、全体で8か所の避難所を開設し、11月28日の午後5時をもって閉鎖しております。表右上のとおり、県内10市7町延べ119人のご協力を得て避難所運営を実施いたしました。

表内の写真につきましては、今回避難所運営をしました榛原文化センターの室内の状況

となります。

次に18ページ、罹災証明等相談窓口の状況についてであります。

発災翌日の9月6日から罹災証明申請窓口を開設し、9月11日からは静岡県災害対策士業連絡会の協力をいただき、「専門家による生活なんでも相談」を実施し、9月20日より罹災証明書交付生活再建支援制度相談申請窓口を開設し、全ての相談をワンストップで対応できることとし、表右側の累計件数の相談対応をまいりました。

現在も罹災証明等相談窓口は、さざんか社会福祉課に開設しております。

災害見舞金の申請数につきましては、333件のうち支給件数317件、緊急修理の申請数につきましては342件のうち支給件数273件、応急修理の申請数につきましては269件、現在見積り審査中が135件、請書通知済134件の対応状況となっております。

今回の相談窓口につきましては、災害対策士業連絡会と自治体が連携した被災者相談活動となったことは全国初の取組となります。あわせて、今回の相談窓口が災害救助法の具体的な運用を定める「災害救助事務取扱要領」の改正につながったものとなります。

表中央下のとおり、県内18市8町延べ315人のご協力を得て、総合相談窓口の運営を実施いたしました。

次に19ページ、災害ごみの受入れ・収集の状況についてであります。

発災翌日の9月6日から静波海岸廃棄物仮置場、女神像西側駐車場を開設し、翌日9月7日までに1,491台の受入れを行い、9月8日からは東萩間バイパス用地廃棄物仮置場を開設し、10月26日まで受入れを実施し、現在はボランティアの回収受入れを行い、現在までに5,905台の受入れを行っております。

表内の写真が、それぞれの仮置場の様子となります。

災害ごみの受入れ作業の支援を、表右側の皆様にご支援いただきました。あわせて仮置場からの搬出も実施しており、10月末までに2,789トン、家電532台の搬出が完了しております。また、運搬が困難な方に対応するため、市内建設業者により瓦礫等の回収を9月7日より開始し、10月26日まで実施をしております。

次に20ページ、仮設住宅・みなし仮設住宅の状況についてであります。

初めに、仮設住宅とみなし仮設住宅について、ご説明いたします。仮設住宅とは、自治体が建設敷地を確保し建設する応急的な住宅をいいます。みなし仮設住宅とは、既存の民間賃貸住宅を県が仲介に入り利用することをいいます。今回、被災された方々の要望を聞き取りをさせていただきましたが、建設型の仮設住宅を希望される方がいらっしゃらなかったことから、最終的に全て、みなし仮設住宅での対応としております。

制度の対象となる被災世帯につきましては、表左側中段の要件を満たしている方となります。入居期間につきましては、入居日から2年間、災害時に借家や公営住宅に居住されていた方は入居日から1年以内となっておりますが、個々のご事情等により延長の特例を受けられる場合もあります。

この間の賃貸料につきましては、国、県が負担するものとなります。

現在のみなし仮設住宅の入居希望世帯は89件で、県営住宅11件、みなし仮設住宅申込済が67件の78件が入居決定がしており、残りの11件については賃貸契約済5件、不動産会社相談中3件、検討中3件となっております。

賃貸契約済の5件につきましては、みなし仮設住宅の制度に対応できるよう協議を継続

し、相談中、検討中の6件の方々につきましては、引き続き定期的な進捗確認を行い対応してまいります。

表右下の生活家電貸出しにつきましては、県知事要望時に仮設住宅等の入居者に対し、家電製品及びエアコン設置に対して支援することに対し、県が承諾をしてくれたことから、現在、冷蔵庫16件、洗濯機17件、テレビ16件、エアコン8件の対応がされております。

次に21ページ、牧之原市ささえあいセンターの設置についてであります。

応急仮設住宅への入居世帯や在宅避難者の避難生活の長期化を踏まえ、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、被災者を関係機関へつなぐ等の支援を実施するセンターとなります。

実施内容や実施主体等につきましては、表左側の記載のとおりとなります。

センターの運営につきましては、12月15日より開設し、過去の熱海市、静岡市の実施運営例を参考に、生活相談員5名を社会福祉協議会で採用し、保健師、相談員、各1名を1班として2班体制にて活動をしていく予定であります。

次に22ページ、寄附金・義援金についてであります。

さきに市長より、一般寄附等の支援金を活用した新たな支援策について説明をさせていただいておりますので、ここでは表左側の静岡県義援金の概要について、ご説明いたします。

県からの義援金の配分が表のとおりとなっております。各市町への配分総額及び被災区分に対する配分単位が決定したものであり、該当する方へは、既に関係書類を郵送にて送付し、LINE、メールにおいても周知もしております。

次に23ページ、復旧作業についてであります。

ここでは中部電力パワーグリッドの停電復旧作業について、ご説明いたします。発災当日、中部電力のリエゾンが、すぐに庁舎へ出向き、発災当日より電柱の撤去、電線の張替え等を実施し、9月8日の16時31分に電柱の建て替え、電線の敷設工事が完了いたしました。

その後、引込線の張替えを実施し、9月13日に完了をしております。最大、約400人の要員にて対応していただき、延べ約1,700人の要員により3日と半日で本線の工事が終了いたしました。夜通しの作業に従事していただきました皆さんには、非常に感謝をしております。

次に24ページ、市等の対応状況についてであります。

表左上から給水所を9月6日から9月9日の間設置し、107世帯への水の提供を行いました。携帯電話、スマートフォンの充電につきましては、静岡河川事務所の電源車3台、浜松河川国道事務所の電源車1台、NTTドコモのマルチチャージャー10台、スマホ100口分の貸与の協力をいただき、9月6日から9月17日の間、被災の3か所へ配備をいたしました。

さがら子生れ温泉会館の無料利用につきましては、9月6日から12月30日の間、実施をし、12月8日現在、被災者利用が2,936人、災害ボランティアが491人利用をしております。

ブルーシートの配布につきましては、発災当日より榛原庁舎にて実施し、途中、細江コミュニティセンターでも配布を実施、11月4日で配布を終了しております。ブルーシート

6,133枚、土のう袋2,670枚が配布した枚数となります。

被災者個別訪問につきましては、9月8日から9月10日の3日間、被害に遭われた住宅1,110棟を職員が訪問し、うち822件の方から困り事等の聞き取りを実施しております。

食事の提供につきましては、9月8日から9月19日の間、ハイナン農協榛原支店にて食事及び飲料水の配布を実施しております。

こころの相談窓口につきましては、9月16日から10月31日の間、市、県、日赤にて開設し、不安やストレス、気持ちの落ち込みを抱えている方に対し、心理士や保健師ら167人の相談に応じております。

クーリングシェルターの設置につきましては9月6日から9月21日の間、設置をし、榛原総合病院に133人の利用、ハイナン農協榛原支店及び時ヶ谷小木谷地内で移動式のクーリングシェルターに253人の利用者がありました。

停電中の住宅への訪問につきましては、9月13日の中部電力パワーグリッドの引込線が完了したものの、ご自身で行う引込線の工事が未実施のお宅を10班体制で約70件単位で訪問し、市内電気工事事業者の一覧表配布及び飲料水の提供、困り事の聞き取りを実施しております。

応急保育の実施につきましては、9月13日から9月15日の間、復旧作業に取り組むお宅のお子様の緊急一時預かりを細江保育園にて実施し、8人のお子さんの一時預かりを実施しております。

消防署員による災害ボランティアへの協力につきましては、9月18日より実施し、現在までに19件の活動を実施しております。消防職員が消防用資機材を活用して施工業者とともに応急修理等の活動を行うことは可能との消防庁国民保護防災課長通知により、市町の判断により実施するという事は全国初と聞いております。

DWATによる生活状況等の実態調査の実施につきましては、9月16日から10月10日の間、自宅に大きな被害を受けた住民の生活状況を把握するため、静岡県災害派遣チームDWATが1,497件の自宅を訪問し、聞き取り調査を実施しております。これは令和7年7月災害救助法改正後、在宅避難者個別訪問が可能となり、課題発見と課題解決の両輪が機能するのは全国初と聞いております。

次に25ページ、災害ボランティアセンターの設置についてであります。

発災翌日の9月6日から災害ボランティアセンターの設置を社会福祉協議会にて実施しております。現在までに1,142人、市内約400人、県内約600人。福島県から兵庫県までの県外約150人の方々のご協力をしてくださいました。

活動内容につきましては、瓦礫の撤去や運搬、家財の片づけ、シート張り、技術系ボランティア補助等の作業に協力していただける方の募集や割り振り、被災者のニーズ取り等を実施しております。

次に26ページ、27ページ、ご支援頂きました企業、団体等を一覧にしてしております。多くの皆様から物資や資機材の無料貸出し、入浴施設の提供、食事の提供、人的支援をいただいております。このほかにも多数の皆様よりご支援をいただいております。

次に28ページ、牧之原市議会からの要望書についてであります。

9月16日、牧之原市議会からの要望書につきましては、五つの要望をいただき、現在、記載のとおりに対応状況となっております。

資料にはございませんが、今後の市の取組についてであります。

地域防災計画内の風水害編の竜巻災害へ、今後、肉づけをしていくと同時に、先日の地域防災訓練におきまして各班においてマニュアルの見直しを実施しておりますので、今後各種計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

私からの報告は以上となります。

○議長（原口康之君）

それでは質疑ということで、議席番号の1番から順次お願いいたします。

中山議員。

○1番（中山尚大君）

説明ありがとうございました。

私の下に、多くの市民の方からの声が届いておりまして、その中で特によくあるのが、6ページの災害対策本部について。こちら現在、廃止されているということで、先ほどもきちんとおっしゃっていただいて法律的に問題ないような状況をクリアしたので廃止されたということなんですけれども、その説明の仕方が、廃止したという説明を、いろいろな、例えばLINEだとかホームページでされていたと思うんですけれども、それを見た市民の方が、もしかしたら、もう市は災害に対して対策をしないのではないかと思ひ違いと言ってしまうとあれですけれども、ちょっと事実、我々が伝えたいこと、市から伝えたいことと市民の認識がずれてしまっているみたいなのが多く見受けられまして、これ以外にも、例えば瓦礫の搬入だとか避難場所とかでも、こういったような認識のずれみたいなものが、私の下に届いた市民の声から多く感じられたんですけれども、そういったところで説明のやり方だとか、今回、反省点だとか、そういったものというお考えというのは、何かありますでしょうか。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

まず、災害対策本部につきましては、表現の仕方がということではあるんですが、先ほど申し上げましたとおり、法律用語なものですから、どうしても廃止という言葉が必要になってまいります。

そこにつける言葉が、ちょっと言葉足らずだったのかなというところは、今後反省はしなければいけないかなというふうに考えております。

それから、あと、瓦礫等の伝え方ということ。

○1番（中山尚大君）

瓦礫が、本当に私の下に届いた声であれば、最初はビーチのほうだとか、高台のほうで受入れをしていたんですけれども、それが途中でやめてしまったので、それで瓦礫の受入れをしてくれないのではないかというふうに思ひ違いをされていらっしゃる方もいらっしゃいましたので、すみません、そういった細かい事例は置いておいて、そういった説明のやり方について、どうお考えだったのかということをお伺いしたので、ご説明、お返事いただきましたので大丈夫です。ありがとうございます。

あとは、それとはまた別件の質問といたしまして、先ほどもメンタルケアに関しての場所を設けていらっしゃるという説明を受けまして、そこでも利用されている方も

いると思うんですけれども、私の下にも、やはりちょっと子供が怖がってしまった、もしくはトラウマを抱えてしまった、夜眠れないみたいなことを言っている方が多くいらっしゃるにしまして、そういったところって、やっぱり数字でのぼってきにくいと思うんですけれども、そういったところを、今後何か把握していこうとか、そういう前向きに、何かそういったことに対して取り組んでいこうみたいなお気持ちとか活動はありますでしょうか。

○議長（原口康之君）

教育長。

○教育長（橋本 勝君）

子供たちの心のケアということで、発災直後は何かといろいろなことで混乱していましたが、それでスクールカウンセラーの配置ということで、常駐しているわけじゃないものから、これを市内の融通し合って、特に細江小学校に当分の間、そこを十分対応できるような形で配置をさせていただきました。

ただ、これがずっと続くというと、どこまでかというところがなかなか難しいんですが、それは校内で養護教諭ですとか学級担任とか、そういうところで、この子に対して必要だとあれば、適時適切な形で対応するということで来ています。

現在ではそれくらいなんですが、やはり、その後、強い風が吹いたりですとか、大雨が降ったりとかすると、やっぱり思い出すということは話を聞いていますので、そこら辺のケアは、学校内でできることとしてはそういうことを対応してきたということでもあります。

これ、また、家庭に帰ってですとか、広くとなると、またちょっと学校外のところの市のそういった相談ですとか、あるいは医療につなげるですとか、そういうことがやっぱり必要になってくるかなと思っています。

○議長（原口康之君）

すみません。ちょっと2件目になってしまったんですけど、関連質問がある方は、1問終わるごとにお願ひします。それではお願ひします。

○11番（加藤 彰君）

今、災害対策本部の関係の質問がありましたので、少し関連して。

対策本部の中に幾つかの班がつくられているという中で、例えば、支援物資の関係を担当して、例えばですけど部署、そういったところにブルーシートも、今のお話ですと6,000枚以上のブルーシートが来たり、土のうが来たりとかということでありまして、その辺の、ブルーシートも、あれでしょうか。全部もらってしまうんじゃないかと、例えばお返しするブルーシートもあるんでしょうか。

例えば、そうした場合に、どれがどこから来て、どういうふうに、どこへ返したらいいかというのが分からなくなったりとか。例えば土のうも、袋も黒とか白とか、どっちのほうが丈夫とかあって、そういった基礎的な知識みたいなものがなかったのが、非常に困ってしまったみたいなことも少し聞いたような気がするんですけれども、そういった本部体制の、どっちかというと支部というか、班というか、その辺の皆さんがやる内容について、少し十分知られていなかったというか、十分理解ができなかった部分もあったのかなという気がするんですけど、その辺について具体的に困った面とか、あれば教えてほしいなというふうに思います。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

ただいまのご質問ですが、まずブルーシート、我々、市がまず受け入れるブルーシートというのが、常に在庫を多分2,000枚ぐらい持っているんですが、今回出しているのが6,000枚近いということで、すぐに我々のほう、近隣の市町のほうから隔日に電話が来まして、困っているものがあつたら、すぐ言ってくださいということで、菊川市さん、掛川市さん、今回西部の方のほうから1,000枚とか2,000枚という単位で貸与を受けております。

これは最終的には、また、買ってもらって請求書をよこしていただいてお金をお支払いするという、そういうルールになっていますので、そういった形で対応させていただきま

す。

それから、被災された方にお渡ししたブルーシートにつきましては、それは、お渡しして、貸与したものではなくて、そのままお渡しして、後は施主の方に処分していただくというところまではお願いをするという形でお渡しをしております。

すみません、土のう袋も同じ考え方です。

○議長（原口康之君）

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

例えば土のう袋の、白い袋とか黒い袋があるじゃないですか。その辺の強度の違いがあると思うんですけども、その辺の支給する側の理解というか、そういったものについて。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

これも、すみません、我々は今まで白い袋しか、申し訳ないですけど知りませんでした、正直。白い袋はストックを大分持っていました。NPOさんが入られて、屋根のほうにブルーシートをかけて、何日か後に、全部回っている皆さんですので、白いやつは、やっぱりちょっと劣化してくるといふか弱いよということで、今後買うものは黒い袋にしたほうがいいですよということで、その後、黒い袋のほうに切替えをさせていただいていますので、屋根につけるだけではなくて、水防のときにも土のう袋を使うものですから、白と黒と両方、ちょっと兼用しながら、これからは購入をしていきたいというふうに考えています。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

関連でお伺いします。先ほど、中山議員からおっしゃられたように、静波の海岸に仮置場、また、その後、高台のところの説明も受けたわけなんですけど、実際、前回の4年前のときの閉鎖に至るのは、発災、5月1日に発災しまして、その後、半年ぐらいは仮置場のほうが開いていたというような話も聞いているんですが、今回、10月、約2か月で基本的に閉めちゃった原因というか、そこら辺についての何かお考えというのはあるんでしょうか。

また、それに伴いまして、引受け状態も今、どうなっているのかなというの、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（原口康之君）

市民生活部長。

○市民生活部長（前田里芳君）

仮置場の件でございますけれども、発災後、静波、最初に開けましたけど、2日間であつという間に埋まってしまったということで、前回も使わせていただきましたが、高台を、県のバイパス用地のほうを、また新たな仮置場として運用してまいりました。

運営のほうも、解体業協会なんかにもお願いをいたしまして、なるべく円滑に運営できるような格好で務めてまいりました。

実際の瓦礫の収集のほうも、建設部のほうから建友会を通じて個人のお宅で収集、それから仮置場のほうへ運搬ということで、そちらのほうも大分、なかなか市民の方ですと、そこまで回り切らないというところで、かなり行政のほうもなるべく支援を広げてやってきたという中で、一応、10月まで2か月やってきましたけれども、大体、仮置場のほうも大概、細かいところはいろいろありましたけれども、一応、また今後、公費解体とか、そうした部分を、また今、進めていきますけれども、取りあえず10月で26日に閉鎖をいたしましたけれども、取りあえず、そここのところは一度閉めて、また、ボランティアさんのほうも休日、活動とかもされています。そうしたものについては、また言ってくれば、またそこも開けるし、今後については市の瓦礫処分場、そうしたものを活用していくということで、その段階で一応、閉鎖をさせていただいたということでございます。

それから、ごみも仮置場だけじゃなくて、それぞれ一部事務組合のさんあーるでありますとかリサイクルセンター、直接搬入もできますので、今そうしたところでも受け取っていただいております。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

今の答弁の中で、基本的に、中山議員がおっしゃったように、市民周知がなかなか伝わっていないというところを感じられますので、そこら辺も区を通して、地元の方、困っている方に寄り添っていただきたいなど。

今の市民生活部長のお言葉で分かりましたので、ぜひ、まだまだ災害廃棄物のほうはボランティアの方を含めて頑張っていってほしいと思いますので、ぜひ、そこら辺の対応はスムーズにお願いしたいなというふうに思います。

○議長（原口康之君）

関連ですか。

鈴木議員。

○7番（鈴木長馬君）

瓦礫の関係ですけど、これから家屋の解体が始まると思うんですね。それに伴いまして、その中で解体した廃材を、市のほうとしましてはどのように受け入れてくれるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

すみません、先ほど、ちょっと説明の中でもお話しさせていただきましたが、公費解体というのは基本的に市のほうが解体業務を全部受け持ちますので、出たものにつきましても、そのままそちらのほうへ持っていくという形になります。

○議長（原口康之君）

鈴木議員。

○7番（鈴木長馬君）

そうしますと、直接、処理場のほうに持っていくということなんですかね。市のほうで。

○議長（原口康之君）

市民生活部長。

○市民生活部長（前田里芳君）

公費解体につきましては、総合窓口のほうで、いろいろ被災した方の相談を受けている中で、制度については既にご案内をさせていただいているところで、今、70件ほどの仮エントリーというものをされております。今後、またこれが始まっていきますので、改めてお知らせ、周知をさせていただくところであります。

取りあえず、まず申請を受け付けるところから始まって、また今後、実際の解体の分は、またそれで改めて市のほうで発注をいたしますので、その施主さんと、そうした、こちら市のほうで委託する業者さんと、いろいろその辺の日程を調整しながら、その業者さんが実際片づけをして、仮置場へ運ぶもの、それから直接処分場まで持っていくもの、その辺は、その物によって違うと思うんですけども、そうした格好で、市のほうの発注の中でやっていく。物によっては、公費解体じゃなくて自費解体ということで、先に個人の方が一度お金を建て替えて解体なりしていただいて、後でその辺の明細というか、いただいて、市のほうが逆にお金を償還させていただくという二つの制度を、これから運用していくというところです。

○議長（原口康之君）

説明したものについては、なるべく聞き逃さないように。時間も限られた時間でやっていますので、お願いいたします。

それと、時間の都合上、多分、できれば2間か3間くらいで一人、お願いしたいんですけど。

中山議員、お願いします。

○1番（中山尚大君）

では、最後の質問とさせていただきますけれども、牧之原市ささえあいセンターを設置されるということで伺っておりますけれども、こちら、資料で書いていらっしゃるんですけども、具体的にどういったことをされるのか。あまり、ちょっと不透明なのかなということで、これも市民周知みたいな話ではあるんですけども、今後、このセンターが、どういった方に対してどういうふうに使われるのかみたいなことを、市民に伝えていくような何か方法みたいなものはあるのでしょうか。

あと、また、こちらのセンターが、どの程度の規模感でやっていらっしゃるのか、やはり分からないので、今後、利用者はどれぐらいなのかなみたいな見積りとかというのはあ

るんでしょうか。

○議長（原口康之君）

福祉こども部長。

○福祉こども部長（河原瑞穂君）

お答えします。ささえあいセンターですけれども、場所は、ここに書いてありますように社会福祉協議会の榛原事務所、老人福祉センターのところの一角に部屋を設けまして、拠点を設けまして、そこにセンター長が社会福祉協議会の方、それと非常勤ですけれども、生活支援相談員として5名の職員を社協がやっております。

それで、具体的には、その生活支援相談員と、それから市の保健師等が、被災をされた世帯に、まず巡回訪問をさせていただきます。その上で聞き取りをいろいろさせていただきます。聞き取りをして帰ってきたときに、見守りの部分と、それからお家の再建の部分、そういうようなところで、この方が、要は自立をしていかれるまで、じっと寄り添い見守っていくというような、そういうようなセンターになります。

個別に伺ってきた内容についての困り事がどんなだったかというようなところもありますが、内容によって関係機関、例えば地域包括支援センターだったり、それが行政だったり、そういうところにつないでいくというような形になります。

行政のほうも、行政につながれた場合には、全庁体制で取り組むというようなことで意思統一をしておりますので、そういう会議も設けまして回していくというような形になるかと思えます。

あとは、地域支援ということで、地域のつながりを切らないというようなことが、やはり一番大事だと思いますので、そういった支援も、このセンターでやっていくと、そういうような形になります。

以上です。

○議長（原口康之君）

名波議員。

○10番（名波和昌君）

今の、ささえあいセンターなんですけど、支援対象の世帯というのが、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊という世帯が原則対象ということになっているんですけど、そのほかの一部損壊とか、損壊の人たちは、基本的には利用できないという理解ですか。

○議長（原口康之君）

福祉こども部長。

○福祉こども部長（河原瑞穂君）

原則としてというようなことで書かれてありますけれども、利用できないということではありません。まず、訪問をしていく際に目安として、半壊以上というような形で書かせてもらっています。

それと、ささえあいセンターの支援員が回っていく前に、先ほど説明がありましたDWA Tが1,400ほど世帯を回っております。そういうところから出てきた困っている人、そういうような情報も市のほうにございますので、そういったところからの、この方については、やはり訪問したほうがいいだろうというようなこともありますので、そこで情報を確認をして回っていくような形になりますので、書き方が、原則としてとなっているので。

あとは、訪問だけではなくて、このセンターのほうに来て相談もできるような場を設置をします。あとは電話相談ということもございますので、そういった形で利用していただくと、そんな形です。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

ささえあいセンター、ちょっとこれから年末になって15日から開設ということで、年末年始とか、そういう休日の対応とか、そういうのは考えられているんでしょうか。

○議長（原口康之君）

福祉こども部長。

○福祉こども部長（河原瑞穂君）

休日なんですけれども、やはり休日は、開所の日程は、祝祭日は除くというような格好になっておりますが、そういったところも回ってみて、要望等があって改正したほうがよければ柔軟に、社会福祉協議会と話し合っ、いろいろ変えていきたいなというようなことを思っております。

まずは、少しやってみるというようなことを先に考えますので。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

皆さん、一生懸命やっていたのは理解した上で、あってはいけないですが、もし、今後あったためのために聞かせてください。

今回の竜巻災害において26億円という大きな補正を、臨時議会を開かずに専決処分で行った理由について、なぜ急ぎだったかを、当時どういう状況だったのか時系列で教えてください。

○議長（原口康之君）

企画政策部長。

○企画政策部長（大石佳伸君）

専決とした理由ですけれども、やはり少し時系列は、ちょっと持ち合わせていませんけれども、いずれにしても、被災者の再建に係る部分において、一刻も早く出さなければいけないというような状況がございました。災害支援金であったり、そうしたものというところで。

あとは瓦礫の運搬につきましても、既に瓦礫が静波地区においては既に満杯の状況でしたので、動かさなければならぬ。その動かすためには、やはり予算を確保しなければならぬ。後払いということはできませんので、その中で、一刻も早く専決をさせていただいてやっていくというような形になっております。

時系列について、しますと。

○議長（原口康之君）

財政課長。

○財政課長（藤永直樹君）

すみません、まず、9月8日の時点で、どのくらいの経費がかかるかということをして全庁

に経費の把握ということで依頼しました。

それから翌日に、今度、具体的な実際の金額を把握するというので、各課に対して調査依頼をかけました。その締切が9月17日までということで期限を設けて確認をしています。

その後、24日に、それまでの経費につきましては、もともとありました予備費で対応できるものか、もっと大きく予算を確保しなきゃいけないものかというところを把握していましたので、予備費で対応できるものは、そこで対応させていただきまして、その後、金額が大きなものについては補正予算を確保していかないといけないということの判断をそこでするために、再度、担当課のほうに、予算要求というんですが、それをしていただくような形を取っています。

それが9月30日までに予算要求の期限を設けてやっておりました。

30日と期限を設けているんですが、なかなかそこまで数字が固まらない点はかなりあるものですから、実際には30日でちょっと締めることができなくて、三日、四日、その辺、もうちょっとかかっていたというようなことになります。

そうはいつでも、早急に対応をしていかないといけないということで、県のほうも10月9日に補正予算を確保したということになっていきますので、本市としても、9日に専決処分をさせていただいて予算を確保して執行してきた、そのような形を取りました。

○議長（原口康之君）

企画政策部長。

○企画政策部長（大石佳伸君）

時系列的には今の形になります。

ただ、これについても、説明を11月10日の議員協議会でさせていただいているかと思っています。9月16日に、まず一つ補正を組んで、10月9日に専決ということで、大きな25億8,200万円という大きな金額をさせてもらいました。

そのときにも少し説明させていただきましたけれども、やはりもちろん年4回の定例会において上程、審議、採決が基本であります。ただ、その中で今回の竜巻災害については、先ほど申しましたとおり、今後の再建に支障のないよう専決処分を行わせていただいたということ、少しご説明をさせていただいたと思っています。

被災された方々が一日でも早く安心した生活が取り戻せるよう取り組んでまいりますということで、少し答弁させてもらったように思っております。

それともう一点、やはり県議会、県との協調の補助もございましたので、県の補正予算に合わせたというところで、そのときの県の議決日が10月9日ということで、10日9日に合わせて専決日を、お互いの、この同じ予算になりますので、そういった形の中での決定した経緯であるということでございます。

もう一つは、専決の内容としては、いわゆる専決の中で、今回の経費については、経常的に必要となる経費ということで、政策的にこういったことをやって議会の皆さんにお諮りするという、もちろん諮るのは前提ですけれども、そういったことではなく、本当に必要となる金額でありましたので、専決ということでさせていただきました。

もちろん専決が全てではなく、その都度、その都度で議会にお諮りをして、そして採決をして予算化していくというのは当然でございますけれども、今回の状況においては、先

ほど申し上げたとおりの事由等がありまして専決とさせていただきました。

以上です。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

今後同じように専決が必要になる場合、市民が状況を理解しやすいよう、どの時点で、どのような形で情報提供するのが適切と考えていますか。

○議長（原口康之君）

一般質問ではないので、そういったことは、また別に個別に質問していただいでよろしいですか。すみません。

時間の関係上、一人一問でお願いします。

荻田議員。

○3番（荻田信行君）

すみません、先に既出しましたので、次の方、お願いします。

○議長（原口康之君）

畑議員、ありましたら。

○4番（畑 政之君）

同僚議員と重複しますが、自衛隊の派遣につきまして質問をさせていただきます。

○議長（原口康之君）

関連ですか。

○4番（畑 政之君）

すみません、関連ではありません。失礼しました。

○議長（原口康之君）

どうぞ。畑議員。いいですか。

○4番（畑 政之君）

同僚議員と重複しますが、自衛隊の派遣につきまして質問をさせていただきます。

自衛隊は有事の際においては、国庫や国の海外の武力行使から守る任務及び、平時においては自衛隊法第83条において、災害対応を有する一方、自衛隊法第84条が対領侵、つまり対領空侵犯措置をいいますが。

○議長（原口康之君）

畑議員、質疑で。災害に対応した質疑でお願いします。

○4番（畑 政之君）

特にありません。

大変失礼しました。今回の竜巻被害について、初動の段階で自衛隊が派遣されていたとしたら、災害廃棄物の処理や倒木の撤去、道路の警戒などに関わる市、県の費用が、どの程度圧縮できた可能性があるのか、また、その検証は行われていたのでしょうか。お答えをお願いします。

○危機管理監（森田克彦君）

今回、実際に派遣が行われていません。あとは、何の業務をどれだけの人数が来てくれたかということによって、お金の算定って全く違ってくるものですから、申し訳ありません。

ん。今回それについてのお答えすることは、うちのほうからはできません。申し訳ございません。

○4番（畑 政之君）

では、検証ができていなかったという感じなんですけど、将来、同規模の災害が発生した場合に、今回と同じように数十億円規模の補正予算が必要となっていて、よって市民の負担増が繰り返される可能性があります。その場合、市として必ず検証すべきと考えます。

そこでお伺いをします。二つあります。1番目、自衛隊派遣の有無によるシミュレーションを市として実施するつもりがあるのでしょうか。2番目、もし実施するのであれば、いつまでに検証結果をまとめられるか、大まかなスケジュールで構わないのでお答えください。お願いします。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

自衛隊派遣のシミュレーションということなんですけど、決して我々はお金の費用がかかるから自衛隊を呼ぶということではございません。自衛隊派遣というのは、基本的に市民の生命、財産を守るために一刻も早くまちづくりをしていかなきゃいけないということの復興に向かっていくための自衛隊派遣、要は市町、県がお手上げ状態で全くできませんというときに自衛隊派遣を要請すべきものですので、お金のシミュレーションというのは、すみません、我々のほうでお答えできるものではないかなというふうに考えます。

以上です。

○4番（畑 政之君）

ありがとうございます。

以上です。

○議長（原口康之君）

出縄議員、ありましたら。

関連、菅沼議員。

○6番（菅沼保弘君）

自衛隊のほうの派遣の関連なんですけど、派遣が断念されたことが非常につらかったんですけども、県には明確化をするということと、防衛省のほうにも同じ三要素の見直しということでご要望されているので、そこはいいと思うんですけど、これはちょっと要望があるんですけど、今後の自衛隊派遣ができなかった場合のボランティアとか消防、その活用方法については、ちょっとご検討いただきたいかなという。ちょっと検討が入ります。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

防衛省のほうにも同じような要望はさしあげております。

それから、消防とか、そういったものの組織というものは、既にどういった災害が起こったときにはこういう部隊が出動するということが明確に定められております。例えば、今回のような局地的なものではなくて、例えば東日本大震災のような、ああいう大きいと

ころになりますと、緊急援助隊といって、全国各地から消防隊が飛んでくるという、そういう仕組みが出来上がっていますので、その辺については既に静岡県のほうでシミュレーションが出来上がっているということになります。

○議長（原口康之君）

出縄議員。

○5番（出縄耀戸君）

今回被災に遭われた方々のご自宅の再建についてなんですが、一時的に修理の負担額が大きい世帯に対して、軽減措置などがあれば対応を考えておられますでしょうか。お聞かせください。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

我々、今ある制度、災害救助法も含めて、被災者生活再建も含めまして、それ以外にもいろんな制度がございます。

さざんかのほうで相談窓口を開設して、おおむね1,300人ほどの方がご相談に来ておりますので、そこに弁護士さんも交えてお話をさせていただいていますので、多分、今現在、有利なものを取ってやられているとは思いますが。

ただし、どうしても我々が出す補助金というか、支援金と、つくる、本当に直す見積りというのは、やっぱり乖離がちょっとあるのかなというふうには思うんですが、ただ、行政側としての出せる部分の一番有利な方法というのを、我々はお話をしながらご提案することしか、そこまでしか行政のほうはできませんので、その辺で対応するしかないのかなというふうにご考えております。

○5番（出縄耀戸君）

了解いたしました。

○議長（原口康之君）

鈴木議員、いいですか。

○7番（鈴木長馬君）

先ほど質問させていただいたので。

○議長（原口康之君）

なければ大丈夫です。

では、石山議員、お願いします。

○8番（石山和生君）

補助制度、たくさん、いろんな国の要望とか様々やっていただいて、補助制度をたくさん活用できるようになったということ、まず、すごいありがたい話だなと思っておりますという前提があって、その上で、それでもなかなか補助の対象にならないような方々も、実際、困っている人の中にもいるのではないかなと、実際にそういう話も聞いたりもしておるんですけども、そういった方々に対して、例えば市独自の補助金とか、何かそういったことは考えたりしているのかどうかを、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

先ほど、私のほうから冒頭申し上げました。この資料の中についていると思うんですが、生活再建支援のそもそもなんですが、いわゆる住宅を修繕するというときに、全壊世帯、あるいは大規模半壊世帯、中規模半壊世帯については、この国の生活再建支援で補助があるわけですが、半壊、準半壊は何もありません。

ですので、これは4年前の牧之原市の竜巻災害のときには、県がここのところを少し補填していただく制度をつくっていただきました。ですので今回も県に対して、ここについて従前と同じようにその助成制度をつくってくれというお願いをさせてもらったわけなんですが、今回は県のほうは、いわゆる応急修繕、緊急修繕を国の制度で拡充したので、ここは見ませんということでした。

しかしながら、半壊、準半壊の方たちも修繕するには、かなりの金額がかかるんですね。ですので今回、先ほど申しましたように国の、いわゆる災害救助法の適用によって、瓦礫処分等の市の負担する額がかなり軽減されました。そういったこともあって、それから、先ほど言った義援金とか寄附金が想定上よりもかなり増えています。そういったものを回らせていただいて、今回新たに、半壊、準半壊世帯に対しても助成を行うということで方針を決めさせていただきました。

ですので、後ほど、委員会のほうで、その詳細については担当課から説明させていただきます。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

とてもありがたいという前提で、県のほうに9月5日に、なかなか補助を頂けない方々の中には、中小企業、ビジネス上において困っていて、生活というよりはビジネス的に非常に困っているという方々もいるというのを承知していまして、9月5日に県のほうには中小企業や小規模事業者の事業活動再建に向けた支援というふうに要望されていると思うんですけども、こちらで何か、先ほど話があったと思うんですが、進捗はどうなっているのでしょうか。

○議長（原口康之君）

産業経済部長。

○産業経済部長（山本英広君）

中小企業者、それから小規模事業者、そういった方々を対象に今、県議会のほうで補正予算を提出をしていただいて、それが議決次第、前回、令和4年ですかね。4年のときの制度で最大で200万円という補助金、県単の補助金になりますけれども、そちらのほうを用意していただいておりますので、間もなく周知ができると思いますので、それで対応したいと思っています。

○議長（原口康之君）

絹村議員、お願いします。

○9番（絹村智昭君）

私のほうからは、こんな今回大きなこういう災害があると、人口流出とか過疎化を危惧するところなんですけど、今回の被災地域における転出者は現在あるのでしょうか。転出

者の防止策とか、仮設住宅の方たちが戻ってこれるような対策などは、考えられているのでしょうか。

○議長（原口康之君）

数字は後でも大丈夫です。

○福祉こども部長（河原瑞穂君）

転出された方の数字は、すみません、分かりません。先ほど申し上げました、一つはささえあいセンター、ここで応急仮設住宅に行っているような方たちのところにも訪問、行かせていただきます。それで、やはり帰ってきてほしいというようなところがありますので、そういう方たちのお話、それから地域の方たちのお話を聞いて、一つはイベントを設けて困り事を聞くとか、そういうような集団の中の取組というようなものも必要になってくると思います。そうしたところで、つながりづくりをしていくというのが一つございます。

あとは、協議会で話しますけれども、先ほど市長のほうから言われました、やはり、この牧之原に住んでいただきたいというような方たちへの拡充策、それがございます。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

まさに今お話があったように、先ほど私が説明した、これまで半壊、準半壊については全く支援がなかったわけですね。ですので、今回そこを拡充させていただいて、定住をしていただくと、引き続いてという思いも込めて今回、市としてそこを補充させていただくというのが一つ。

それから、みなし仮設についても県に対して、要は最初は焼津から、例えば島田から菊川市からと、市外を結構たくさん用意してあっせんするような話もあったんですが、それでは駄目だと。とにかく市内の中で、ささえあいセンター、みんなが支え合いをして、みなし仮設になる。そういった物件を用意してほしいということで、最終的には、数字的にはちょっと建設部長から話をさせますけれども、いわゆる市内にそうした物件を確保することができたと。それも流出防止というふうに思っております。

○議長（原口康之君）

建設部長。

○建設部長（池田 武君）

私のほうからは、今、市長のほうからもありましたように、みなし仮設の関係等、ちょっと報告をさせていただきたいと思います。

この資料にも書いてあるんですけども、全体で220戸用意して、榛原の地区では111戸のみなし仮設住宅を用意しました。その中で現在、市外のほうに、みなし仮設住宅で出ていらっしゃる方というのが21件です。あと、県営住宅の関係で市外のほうに出ていらっしゃる方が5件ありますので、そういった方たちも、ささえあいセンターのほうで少し回っていただいて、また、修繕なりをしていただいて戻ってきていただくような、そんなふうにやっていただくようお願いしたいと思っています。

○議長（原口康之君）

絹村議員。

○ 9 番（絹村智昭君）

この時期、本当に大切になってくると思います、これから。ですので、本当にお願いになってしまいますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○ 議長（原口康之君）

名波議員。

○ 10 番（名波和昌君）

今、みなし仮設住宅の関係でお答えいただきましたけど、被災の世帯のところの要件が、先ほどのささえあいセンターと同じようなことで、全壊あるいは半壊、中規模半壊、大規模半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方というふうな要件になっているんですが、中規模とかでも解体したいという方はいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、そういう方は対象外ということになるんですか。例えば特例で、みなし仮設に入るといふ、その辺の要件ってどうなんですか。

○ 議長（原口康之君）

建設部長。

○ 建設部長（池田 武君）

こちらのほうは、直す期間が1か月以上かかるような方たちにつきましては、みなし仮設住宅のほうに入れるという特例もありますので、そちらを使っていただければと思っています。

○ 議長（原口康之君）

木村議員。

○ 12 番（木村正利君）

細かい説明ありがとうございます。実際、地域の方がみなし仮設住宅を含めて、これだけ用意していただいているのは、現状でよく分かりました。また、今、部長答弁で、長くかかる方に対してもというご答弁をいただきました。

実際には、本当は住んでいる地域、地域にいたいなという声が聞こえてくるんですが、今後も検討の一つとして、やはり地域の空いているアパートとか、そういったことも市としてもいろいろ、今後の検討の中でやっていただければ、地域にいながらそのところで自分のお宅の状況も見られるんじゃないかなと感じるんですが、そこら辺の検討も、市民に向き合ったことも、また検討していただければと。

○ 建設部長（池田 武君）

先ほど、市長のほうからもお言葉がありましたように、市長のほうから、その辺は榛原の地区にということで、十分県のほうに言っていただいて、榛原のほうの空きアパートのを集めていただいたという経緯があるので、県のほうには、こういった場合には、やはり地域のところに住んでいただけるような近くのところを集めていただくようなことは、これからもお願いしていきます。

○ 議長（原口康之君）

加藤議員、お願いします。

○ 11 番（加藤 彰君）

竜巻での発災というか、それは、した日のことではありますが、榛原中学なんかの下校

時の判断、当然、竜巻が起きた場所の被害がひどいということは、その場所は当然分かるわけですが、離れていると分からなかったということもあろうかと思いますが、当日の学校から家に戻るといふ、そのときの学校側の判断ですね、その辺についての基本的な考え方を教えていただきたいということが1点と、もう一点は、山林ですね。山林もかなりひどい形になっていますけれども、そういった部分での二次被害みたいなものも考えられますけど、その山林に対する対策というものについて、少しお聞きしたいと思います。

○議長（原口康之君）

教育長。

○教育長（橋本 勝君）

下校時の判断ですけれども、榛原中学校ということですが、細江小学校でもよろしいですかね。

当日、この日は、9月5日朝、朝の判断で休校にしようか登校にしようかという判断がまずあって、警報等もその中で、雨がひどくないということで登校日になりました。ですので、市内の小中学校、全部登校しています。

午後は雨がひどくなってきて、下校するという、このタイミングは各学校で判断したんですけれども、特に細江小学校においては、当日、午後の予定が、学校の行事があった関係で、もともと午後、給食を食べ終わった後、帰すということになっていました。ですが、そのタイミングが、1時に下校する予定だったんですが、非常に危ないということで延ばして2時に帰すということになりまして、学校は周りの状況というか、まさにその時点で竜巻が起こっていたんですけれども、その状況を分かっていなくて、一斉メールを出してお迎えに来てくださいと。そのまま帰すのは危険ですので、お迎えに来てくださいということで出しましたが、このメールすら保護者のほうに届かないという現状、電気はそうですし、電線等も全部切れていた関係で。

これはおかしいということで、各学校の職員がいろいろ周りの状況を把握したところ、とても帰せる状況でないし、保護者の方々もいろいろ情報が入ってきて、いや、迎えに行きたくても車が動かさないとか、車も駄目だし、道路もズタズタで。そういう中なものですから、とにかく学校で引渡しができるようなところまでは預かって、順次、迎えに来ていただいたお宅から帰していくということで、子供の命最優先ということでの対応をさせていただいたということです。

相良地域においてはそれはないものですから帰りましたし、あと、榛原地域においては本当に、その安全確保というのを最優先として帰したというのは現状であります。

ただ、今回の状況、事細かく細江小学校の校長が、その状況をまとめて、こういった形で記録として残したんですけれども、やはり情報がつかめないというのが、本当に一番そこが、振り返ってみて一番ネックになったかなということでありました。

以上です。

○議長（原口康之君）

産業経済部長。

○産業経済部長（山本英広君）

2点目の森林被害の関係ですけれども、大変広い範囲で森林が被害を受けているという状況がございます。

それで、これの再生につきましても、県のほうに要望事項として挙げさせてもらっていきまして、まずは、住宅に接している照国寺の裏の山、あそこは200ヘクタールぐらいあります。そこでも、やっぱりご指摘のとおり二次被害というのは非常に懸念をされるということで地元からも強い要望を受けましたので、そちらにつきましてもは先行して、優先をして、早急に再生を図っていくということで、県の事業、森の力再生事業を使いまして着手するということを決定しております。

今月18日に地元説明会を開催しますので、何とか今年度中には完了を目指して、これから着手してまいります。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

本当にいろんな、市長答弁を含めて、4年前の発災のところがいろいろな形の中で活かされている事例もよく分かってございますが、また今回のものが、ここの資料であるとおおり、物すごい大変な災害だなということの中では、やはり検証しながら次回につなげるというのは、これから市に対してもお願いしていきたいなというふうに思っております。

それだけ私のほうから。

以上です。

○議長（原口康之君）

中山議員。

○1番（中山尚大君）

今、木村議員がおっしゃったように、4年前にも竜巻が起こって、今年も起こりまして、やはり今現在、温暖化といいますか気候が変わってきている中で、例えば何か専門家の方に入ってもらって、今後、また牧之原市で竜巻が起こる、どういった見通しがあるのかというのを、何かデータとして残しておくようなことというお考えは。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

竜巻ほど予測ができるものが、申し訳ないです、ございません。

あまり、竜巻、竜巻という計画をつくってしまうと、牧之原市は人がどんどん減っていく要因になりますので、うちとしては、すみません、そこについては考えておりません。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

それは気象庁にしても、じゃあ、どこの地域が竜巻が起きるんだとかということは予測できないですね。

ですので今回、気象庁も言っているのは、沿岸部って日本全国ずっと、九州から北海道までありますから、どこで起きてもおかしくない。いわゆる冷たい空気と熱い空気と交わって、いわゆる雷雨が起きる状況とか、そういった気圧の変動で起こるので、日本どこで起こってもおかしくないし、全国各地で起こっているんですね。

ですので、じゃあ、それに対して、ここは起きる地域だから何かを事前につて、なかなか

かそこまでは、今の中ではできるものではないですね。

○議長（原口康之君）

松下議員。

○13番（松下定弘君）

私からは、事前の質問の中にもありまして、そこでは罹災証明書を発行した場合の全壊とか、各種類の調査というのは、状況報告で先ほど5ページで確認できました。

ただ、お聞きしたいのは、罹災証明書を発行され、受理されてから、実際に手元に届くまでの期間がちょっと長く感じ、その人たちからするとすごく不安なわけですね、大丈夫かなど。何度も連絡をしているけど、罹災証明書を出しているから大丈夫ですよというご返答しかないものですから、すごく不安に感じているというような声を聞いておりました。先ほど、ご説明の中ではNTT東日本の新しい対応の仕方ですピーディーになったというようなことを聞いておりますので、大概、平均的なところ、手元に届くものというのが、どのくらいの期間なのかというのを確認したくてお聞きします。

○議長（原口康之君）

危機管理監。

○危機管理監（森田克彦君）

まず、罹災証明書なんですけど、先ほど説明したとおりで、まず罹災申請書というものを発行していただきます。そのお宅を訪問するのに、まず電話をします。いついつのいつがいいですかということで、そこで、まず都合が合う人と合わない人がいて、まずそこで時間のロスというのが出てきます。それから調査をしまして、おおむね、最初のほうは調査してから5日後、5日後にさざんかのほうに取りに来てくださいというものを調査したときに、もう既にご通知を置いてきます。そこで、いただいた人は、そこで、さっき言ったように士業の先生とかと相談をして、私のこの判定だと、どういった補助金がもらえますかみたいな、そういったことのご相談。

中には、これだとちょっと私の家、もっとひどいはずだということで再調査、再々調査、再々々調査という形で、その調査については申請をしていただければ、特にうちは拒むものではないので、そういった関係の中で、何分、今回数が、先ほど申し上げたとおり、一日にやっぱりできる数が4、5件が限界です。それは、やっぱり中を全部見なきゃいけない。

例えば例で言うと、津波なんかで全てがさっと流された場合は、そのエリアはくくって、全部全壊というふうにやれちゃうものですから、調査する必要がないんですね。雨の場合もそうで、床上浸水1メートル80とかまで行っちゃったら、そのエリアはみんな全壊で済んじゃうんですよ。

風害は、その調査ができないものですから1件ずつ回らなければいけないというのが、まず、一つの時間がかかった要因というふうに捉えていますので、先ほど申し上げたとおり、県を通して国のほうに、判断の基準の見直しを、もう少し簡素化していただかないと、風害災害というのに対しての時間がかかり過ぎるということです。

例えばよく市長が言うのは、屋根が飛んでしまったら、それは家の体を成していないんだから、それは全壊でもいいんじゃないかというぐらいの、もう少し分かりやすいルールを定めてほしいということで今、要望しております。

ですので、時間がかかったというのは、1件1件調査をして、時がたてばたつほど、当時の写真を見ながら、お話を聞きながら、壁1枚ずつ全部を見ていきますので、どうしても時間がかかるということで、我々としては、さっき言ったみたいに、いろんな県外市町の皆さんとか、いろんなところの応援をいただいて、我々としては精いっぱいやったつもりではいるんですが、被災された皆さんからしてみると、やっぱり一刻も早くというお気持ちも分かりますので、今後は、その方法をするとするならば、人工を増やすしかないのかなという、それしかちょっと方法はないのかなと自分は考えております。

○議長（原口康之君）

副市長。

○副市長（大石勝彦君）

今の関係で、塚本副知事と一緒に内閣府に要望に行つてまいりました。その内容は、今の基準の見直しという話なんですけど、先ほど、危機管理監からのお話を申し上げましたとおり、県内外の自治体から1,000人以上の応援をもらって、それでようやく40日もかかって、一通りの調査が終わつたと。

それに関しては、内閣府は政務官が応対してくれましたが、それは長過ぎるよねという話がありまして、例えばドローンとかを活用して、もうちょっと判断が早くできないかというような話をしましたところ、それはそのとおりだということだったんですけども、その後、一週間ぐらいした後、内閣府にも、AIとドローンを活用した形で、その判断ができないかということに研究をしていくということで、その際に、ぜひ牧之原のデータをくださいという話をいただきましたので、そういう形で、また検討が進めていただけることになるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（原口康之君）

松下議員。

○13番（松下定弘君）

本当に今回、牧之原市にとっての、この災害を一つのモデルとっては言い方はあれなんですけど、一つのケースになると思いますので、本当に被災された方たちにとっては、やっぱり一刻も早く修理したところにお金を充てたいという部分があったものですから、たくさんの、まだ来ないよというのを、よく聞いたものですから、今回こうして聞いた次第です。

本当に今、市としても、取り組む内容として、早くやっているというのは十分分かりますので、ご説明で十分理解しました。ありがとうございます。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

私のほうから2点、確認させていただきます。

まず1点目なんですけれども、防災拠点整備について確認をさせていただきます。

今回の竜巻災害において、細江地区を中心に、かなり広範囲において停電と通信障害が起きました。これに伴ってなんですけれども、川崎地区には高台で防災拠点を整備するという計画もありますけれども、これは榛原側の防災拠点としても整備されるということでもあります。

そうした中で今回のこのような災害が起こった中で、例えば大型の発電機だとか、衛星のアンテナとか、電話の携帯の衛星電話とか、そういったような機能というのは、どうせつくるのであれば整備していくべきだなというのを感じているところでございます。

それとともに、昨今、資材高騰に伴って、なかなか当初予定していたものよりも規模が縮小されるんじゃないかと懸念するところもあるんですけれども、そういうところを踏まえた中で、防災拠点というのをこれから造るのであれば、しっかりとしたものをつくっていただきたいと思いますと思いますけれども、この辺のところをお聞かせいただければと思います。

○議長（原口康之君）

政策監。

○政策監（大石 隆君）

ご質問の防災拠点の整備と、あるいはその機能の強化というご質問ですけれども、今現在、財源の確保も含めて、どんな機能を持たせるのか、具体的な内容につきましては今後の検討ということになります。

以上でございます。

○14番（濱崎一輝君）

決められないのは当然分かりますので、これに関して市長の所信表明の中にも入っておりますので、しっかりと整備をやっていただきたいと思いますというところでお願いであります。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

今、政策監から話があったように、現時点ではまだ青写真等できているわけではないので、基本構想も含めて。今は、特に財源の確保、これについて国や県と調整しています。より有利な補助金を頂けるような、今、調整を行っていますので。

もちろん、防災拠点を造るわけですから、例えば、停電したときのことを踏まえて発電機をつけるとか、そういうのも当然のこととして捉えております。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

建物の再建支援について、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、被災地では、もともと建った建物の場所が建築基準法の接道条件に合致しないという、建築不可物件だとかがあると思います。

さらに、資材とか人材不足によって工事をやる業者というのも、かなり不足しているんじゃないかなと懸念されるんですけれども、それらに対して、今言ったように建築不可物件の救済措置に対しての特例対応というのが、市だけでは無理だと思うんですけれども、国とか県とかと一緒に検討していただきたいと思いますけれども、そういったところの検討状況というのを、ちょっとお聞きしたいなというところ。

それから、今言ったように、建築業者の不足というのがあるかと思うものですから、市内の業者だけだと当然対応できないと思います。

さらに、皆さんご承知おきのとおり、いろんな業者がおります。悪徳業者だとか詐欺業

者がありますので、なかなかそういったところの、一般の方というのが判断がつきづら
いと思いますので、近隣市町だとか県から、こういった業者は安心できるよという、例
えば、どここの指定業者になっているところの民間の業者をご紹介いただくとかとい
う制度というのがあればいいなと思うんですけれども、その応援体制の考え方という
のはどうなのかなということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（原口康之君）

建設部長。

○建設部長（池田 武君）

まず、再建に対しての建築の要件になるかと思うんですけれど、建築基準法上の
関係になりますので、そちらのほう、今、許可の窓口というんですか、そちらのほう
県になっておりますので、すみません、市のほうとして何かできるかというところ
は、少しないんですけれど、その辺、県のほうを少し話合いをしていきたいなとい
うふうには思います。

それと、業者の関係ですけれども、こちらにつきましては、組合等、そういうところ
と相談していくのは当然なんですけど、個々の、もともと建てたお家を造った業
者さんとのお付き合いとか、そういうものもありますので、そういった相談があ
れば、こちらのほうは、またほかの業者を紹介するとか、そういうふうな形では考
えておりますので、個々の相談があるようでしたら、また相談いただければと思
いますので、よろしくお願いします。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

分かりました。とにかく、どこに相談していいか分からないという方もいら
っしゃると思いますので、周知も含めてやっていただければなと思います。よろ
しくお願いします。

○議長（原口康之君）

副議長。

○15番（谷口恵世君）

私からは、事前質問を少し出させていただいたので、その中で少し聞きたい
ことは、またお伺いいたします。

1点だけ、農業用施設に対する補助事業が、台風15号に関する農業者への補
助事業ということで、1件当たり2,000万円上限で出ているかと思うんです
けれども、ご承知おきだと思っただけなんですけど、花卉の農園さんがかなり
の被害を受けて、恐らく1億円以上だと思っただけなんですけれども、そ
ういった大規模な被災の農業者さんに対して、恐らく今、新たな何か補
助事業を考えられているかと思うんですけれども、その点、少し説明いただ
ければと思っただけなんですけれども。

○議長（原口康之君）

産業経済部長。

○産業経済部長（山本英広君）

農業被害も大変大きな被害があったわけなんですけれども、ご指摘の今、
その中でも大きな花卉の関係のことなんですけれども、今回、国の2,000
万円の事業については、それを用いて再建される方もいらっしゃるん
ですけれども、ご指摘の花弁の方については、今回、その事業を使わ
ずということ。

ただ、新たな補助制度というのは、今のところまだ、ございません。

○議長（原口康之君）

お茶特産課長。

○お茶特産課長（大石寛之君）

お答えさせていただきます。そちらの上回った方につきましては、現在、資材の原材料の支給ということで、産地パワーアップ事業という補助金が、既存の補助金がございます。そちらの補助金を活用しまして、現在、申請を行いまして、上限の額を超えた部分につきましてサポートをしていくという形で、現在、担当のほうで進めております。

以上となります。

○議長（原口康之君）

以上で質疑を閉めたいと思います。

5 その他

○議長（原口康之君）

その他ということで。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

それでは、これで全員協議会を終了します。

〔午後 3時23分 閉会〕